

## 災害時における被災建築物のアスベスト調査に関する協定書

福岡市（以下「甲」という。）と一般社団法人建築物石綿含有建材調査者協会（以下「乙」という。）は、災害時における被災建築物のアスベスト調査（以下「アスベスト調査」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲の域内において地震等の災害が発生した場合に、甲が乙の協力を得て、速やかにアスベストが飛散するおそれがある被災建築物の調査を行い、アスベスト飛散による人の健康または生活環境に係る被害の防止を図ることを目的とする。

### （定義）

第2条 この協定において「被災建築物」とは、本市が実施する建築物の応急危険度判定の結果等をもとに、甲又は乙によりアスベスト調査が必要と判断した建築物・工作物等とする。

### （協力の要請）

第3条 甲は、災害が発生した場合、乙に対し、アスベスト調査の協力を要請する。

### （協力の実施）

第4条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、必要な人員、資機材を調達し、可能な限り協力するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙の協力が円滑に実施できるように職員の同行、建築物の情報提供等について協力する。

### （業務内容）

第5条 この協定により、甲が乙に対し、協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 甲が実施するアスベスト調査への支援
  - (2) 被災建築物におけるアスベスト含有建材の施工箇所及び露出・破損状況等の調査
  - (3) 建材中のアスベスト含有の有無の調査
  - (4) 甲に対する調査結果の報告
- 2 前各号に規定する業務以外で、被災建築物等のアスベスト飛散防止のための具体的な提案・助言等の活動に関しては、甲乙が協議して決定するものとする。

(費用の負担)

第6条 第4条の規定により乙が実施した業務に要した経費は、原則として甲が負担する。

2 前項の費用は、当該業務を行うために要する通常の実費（人件費，機器費を除く）とし，甲乙協議して定める。

(協定の期間)

第7条 この協定は，協定締結の日から有効とし，甲乙協議のうえ特別の定めをする場合を除き，その効力を持続するものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じた場合は，その都度甲乙とで協議し，定めることとする。

この協定を証するため，本協定書2通を作成し，甲乙記名押印の上，各1通を保有するものとする。

平成30年6月26日

甲 福岡県福岡市中央区天神1丁目8番1号

福岡市

福岡市長 高島 宗一郎

乙 東京都千代田区神田神保町2丁目2番31号

一般社団法人建築物石綿含有建材調査者協会

代表理事 貴田 晶子